

スプリング・ジャパン（株）からの混雑空港（東京国際空港）
運航許可申請について（3回目）

1. 日 時

令和6年5月23日（木） 10:30～10:55

2. 場 所

WEB審議

3. 出席者

<委 員>

堀川義弘（会長）、和田貴志（会長代理）

二村真理子、三浦大介、大石美奈子、吉田可保里

<国土交通省>

航空局：稲福孝司航空ネットワーク部航空事業課長補佐 ほか

事案処理職員：運輸審議会審理室 渋谷、木村、浅井、藤澤、増田、廣井、藤間、
水田、近田

4. 議事概要

- 令和6年5月9日（木）、5月16日（木）及び5月23日（木）の審議を踏まえ、委員相互間で討議を行った結果、スプリング・ジャパン（株）からの混雑空港（東京国際空港）運航許可申請について、許可することが適当であるとの結論を得た。

（注） 事案処理職員とは、運輸審議会一般規則第7条の2の規定に基づき、運輸審議会の指名を受け、指定された事案を処理する国土交通省職員のことである。